

議決権保有制限（いわゆる「５％ルール」）の緩和に向けた要望

１．地域経済の現状と課題

我が国は本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、東京一極集中の傾向が継続しています。東京圏への転入超過数の大半は若年層であり、地方の生産年齢人口の減少は顕著です。そのような中、地域の経済動向をみると、雇用・所得環境の改善は続いているものの、消費や生産といった経済活動には地域間ではばらつきがあります。

また、高齢化の進展とともに、後継者難、求人難、人件費高騰など、いわゆる「人手不足」による企業の倒産・廃業が増加しています。特に、これまで地域経済をけん引してきた中小企業においても、経営者の後継者問題が大きな課題となっています。また、中小企業の多くを占めるサービス業の労働生産性は他産業と比べて低く、その生産性向上が喫緊の課題とされています（注１）。

（注１）中小企業庁「２０１８年版中小企業白書」参照。

中小企業経営者から地方銀行に寄せられる相談についても、従来からの「資金調達」「財務内容改善」「販路開拓」に加えて、近時は「事業承継」「生産性向上」などが増加しています。

2 . 地方銀行の取組み

地方銀行は、「金融仲介」「信用創造」「決済」といった金融機能を長年にわたり地域に提供してきました。そして、地域経済の浮沈を自らのビジネスに重ね合わせ、地域の金融インフラとして地域と共生してきました。例えば、事業再生支援は、銀行が長年にわたって蓄積してきた産業に関する情報や様々なネットワークを活用し、能動的な償却・引当等銀行自らもリスクを取ることによって地域経済の安定を目指す取組みです。

地域経済の現状に鑑みれば、今後その役割はより重要性を増し、企業のライフステージに応じた課題解決を積極的に支えること、つまり地域の中小企業の様々なニーズに対して金融サービスやコンサルティング機能を適切かつ十分に提供することが求められています。そのために、現在「事業性評価」に基づく融資や本業支援を積極的に実施するとともに、それを支える態勢整備と人材育成にも努めています^(注2)。

(注2) 金融庁金融研究センター ディスカッションペーパー(2018年9月)において、「地域金融機関には、これまで以上に金融仲介機能を発揮し、地域企業への成長の後押しや経営改善・生産性の向上等、企業価値向上に資するアドバイスやファイナンスを行うことが求められている。(中略)その一環として、(中略)"事業性評価"が注目されており、事業性評価の概念は多くの地域金融機関に認識されつつある」とされている。

中小企業の経営改善や地域の産業再編を通じた生産性向上、ひいては地域経済の活性化を目指して、地方銀行は取引先企業をはじめとするステークホルダーの皆様方のビジネスパートナーとして「地域の課題」を共有し、その解決に向けてより一層の努力を続けます。

3 . 規制緩和に向けた要望

地方銀行は、地域経済活性化に向けた取組みの過程において、融資のほか、株式等の取得や保有を求められることがあります。

しかしながら、銀行とその子会社が、国内の会社の議決権を合算して、基準議決権数(総議決権の5%)を超えて取得・保有することは、原則として禁止(いわゆる「5%ルール」)されています。

地域活性化事業会社や事業再生会社に対する出資については、例外措置が設けられ、5%超の議決権保有が可能とされていますが、対象となる会社や保有可能期間が限定的であるため、お客様からの要請に十分に応えられていません。

また、投資事業有限責任組合(ファンド)を通じた場合は、保有対象や期間の制限がなく、5%超の議決権保有が可能とされていますが、短期間で高収益を上げることが期待される傾向があり、時間をかけた企業支援に取り組むことが難しいことも少なくありません。

こうした問題に対応するため、議決権の取得・保有について、以下のとおり「5%ルール」の例外措置の拡充を要望します。本規制緩和により、銀行が中小企業と事業リスクをシェアし、ビジネスパートナーとして一段と踏み込んだ対応が可能となるほか、取引先企業・地域の意向を十分に反映した継続的な支援が可能となると考えます。

(a) 地域活性化事業会社の議決権

現在、「地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社」の議決権については、地域経済活性化支援機構(R E V I C)が関与する案件で、かつ投資専門子会社を通じて保有する場合に限り、10 年間、40%未満の保有が認められています。

R E V I C が関与する案件以外にも、多くの会社が地域経済活性化に資する事業を行っています。また、R E V I C は 2026 年 3 月末までの時限的組織であることを考慮する必要があります。

このため、R E V I C が関与する案件以外にも、地域経済活性化に資する事業を行う会社の議決権を幅広く保有できるよう、投資専門子会社経由での例外措置の対象の拡充を求めます。例えば、複数の地元企業が参画する案件(地域経済の面的活性化に資する案件等)、銀行等以外の第三者が関与する案件、第三者の関与による事業計画が策定されている案件については例外措置の対象とすべきと考えます。

(b) 事業承継にかかる議決権

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018 改訂版)」によると、「2025 年までに 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人であり、うち約半数の 127 万人の後継者が未定である。(中略) 現状を放置し、中小企業の廃業が急増すると、10 年間の累計で約 650 万人の雇用、約 22 兆円の G D P が失われるおそれがある」とされており、事業承継対策はわが国経済の喫緊の課題となっています。

事業承継を検討している経営者からは銀行に対し、円滑な事業承継を行うため相続等に伴い分散する株式を集約してほしいといった要望や、後継者が育つまで、安定株主になってほしいという要望が寄せられています。

こうしたニーズに応えつつ事業承継の円滑化に資する観点から、投資専門子会社を通じて、100%までの議決権保有を可能とする例外措置の新設を求めます。なお、保有年数に限定を付すとすれば、5年間以上とすべきと考えます。

(c) 事業再生会社の議決権の取得・保有

現在、銀行等が事業再生会社の議決権を保有する場合、裁判所が関与する案件^(注3)であれば、原則3年間、中小企業は5年間、100%までの議決権保有を認める例外措置が設けられています。

(注3) DESにより株式を取得する場合については、事業再生ADR案件も含む。

しかしながら、地域の実態をみると、中小企業の再生案件においては、中小企業再生支援協議会が関与する案件や私的整理ガイドラインによる私的再生案件が多く、再生期間に10年程度を要することもありません。

裁判所が関与する案件でなくとも、銀行等以外の第三者が関与する案件で銀行等の出資を織り込んだ事業再生計画が策定されている会社を対象とする例外措置の新設を求めます。あわせて、中小企業の議決権を保有する場合の保有期間を10年間に延長することを求めます。

4. 結び ～地域経済活性化に向けて

地方銀行は常に地域経済と共生関係にあり、地域経済の持続的成長にコミットすることが地方銀行の存在意義であるとも言えます。そのためにも、地域産業を支える中小企業との強い結びつきを持ちつつ、継続的に支援していくことが不可欠です。

本稿における規制緩和によって、中小企業との更なる関係強化と継続的な支援が可能となり、積極的な中小企業支援をはじめとする「地域の課題解決」につながるものと考えます。

地方銀行としても、態勢高度化や人材育成等、地域経済活性化に向けた更なる能力向上に努めます。

以 上